

GLOBE

グローブ 2021年1月

104



(公財) 世界人権問題研究センター

「空爆被災を記録する碑」(京都・西陣)



軍事力を用いて非武装の民間人を殺傷することは本来なら許されませんが、大日本帝国(当時)を含めて少なくない国家が市街地・住宅地への空爆を多用してきました。今日でも紛争下の人権侵害として大きな課題であり続けています。

1945年の京都でも、軍事施設だけでなく複数の住宅地が爆撃されましたが、特有の文脈で長いあいだ語られず、なかったことにされがちでした。

西陣の市街地で当時の警察記録でも43人が即死、という事実。なぜ不当にも殺されなければならなかったのか。戦争だから仕方ないとか、数の大小をいうのではなく、その被害と痛みを記録し、語り、記憶するための碑です。

GLOBE

GLOBE No. 104 2021.1 目次

グラビア	「空爆被災を記録する碑」(京都・西陣)……………(表紙裏)
連載	新しい人権問題への対応(その十九)……………大谷 實 2
外部寄稿	「コロナ禍でも、誰もが安心して暮らせるまちへ」……………阪本 一郎 4
連載	世界の人権はいま ―普遍的定期審査の現場から(その十五)……………坂元 茂樹 6
研究報告	インターネット上の 人権侵害に対する法制度の在り方……………宮下 萌 8
研究報告	「部落地名総鑑」と情報通信技術……………稲野 明英 10
研究報告	社会政策および関連分野の学術論文について ―学術データベースによる検討……………埋橋 孝文 12
研究報告	生物学的市民権と倫理的葛藤 ―性的マイノリティの生殖医療技術の利用をめぐる……………新ヶ江章友 14
研究報告	コロナ禍と技能実習生の雇用……………古屋 哲 16
研究報告	「ビジネスと人権」に関する行動計画 ―労働者の人権を中心に……………河野 尚子 18
人権の窓	京都学・歴彩館の取組について……………木下 直己 20
事業案内	「ダメ！」より「ナゼ？」を考える ―人権感覚を磨くために……………渡辺 毅 22
事業案内	センター事業案内……………24
事業案内	出版物・刊行物案内……………(裏表紙裏)

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」…作品名「しらゆきひめのパレード」
■「天才アート」(特定非営利法人障害者芸術推進研究機構)提供 石田 百恵 2002年生まれ

新しい人権問題への対応(その十九)



研究センター理事長
学校法人同志社前総長

大谷 實

インターネットは、情報の収集やコミュニケーションの方法・手段として、日常生活上必須のものとなってきました。また、スマートフォンの普及によって、誰にでも利用できる大変便利な文明の利器となっています。特に、インターネットの掲示板への書き込みやYouTubeへの投稿は、匿名で行うことができるので、日頃考えられていることや言いたいことを自由に表現することが可能となっています。その意味で、インターネットは人権としての「表現の自由」の拡大に寄与しているのです。本欄のタイトルである「新しい人権問題」の最たるものといっても過言ではありません。

その一方で、個人情報を通してのプライバシーの侵害、会社の上司など特定の個人を対象とした誹謗・中傷、無責任な噂の伝播、同和問題や外国人等に関する差別的な表現の投稿や書き込みなど、人権を無視した違法な表現行為が大きな問題となっています。とくに、ネット上の情報は、複製されて広まりやすく、また、一度公開されると時間が経過しても検索サイトで簡単に見ることができるので、対象とされた人の被害は深刻なものとなっています。インターネットを通じての人権審判事件は年間二千年ほどありまして、そのうちの三分の一は名誉毀損事件だといわれています。

そこで、被害に遭った人はいかに救済するかが大きな課題となります。まず、誰が違法な内容の発信をしたかが分っている場合は、その発信者に対し民事上の損害賠償を請求し、また、刑事上は名誉毀損罪で告訴することになります。さらに、当然のことながら発信者に対して、名誉毀損に当たるコンテンツを削除するように請求することができます。しかし、名誉毀損や誹謗・中傷といった違法な表現をする場合、発信者のほとんどは匿名です。したがって、被害者は誰に請求してよいか分からないわけですが、掲示板等に掲載するのは業者であるプロバ

イダーであり、また削除するのもプロバイダーでありま
すから、当然、違法なコンテンツの発信者は誰かについ
て、被害者はプロバイダーに尋ねることになります。

プロバイダーがすぐに教えてくれれば問題はないので
すが、発信者が敢えて匿名にしているのを被害者に教え
てしまうことは、発信者のプライバシーの権利を侵害す
ることになりますから、教えてくれるとは限りません。
匿名の発信者には、人権としての「プライバシーの権利」
があるのです。ちなみに、プロバイダーというのは、利
用者をインターネットにつなぐ業者のことです。

名誉毀損の被害者は、例えば、一日でも早く恥ずかし
い自分の性的画像を削除して欲しいが、投稿者が誰かわ
からない。プロバイダーも教えてくれない。プロバイダー
は、他人が発信した情報をインターネットに接続するの
がその役割ですから、違法なコンテンツを削除すること
自体は本来の業務の内容に入っていません。それでは、
名誉という人権を侵害された被害者は、誰からも救済し
てもらえないのでしょうか。途方に暮れてしまいます。

私は、通説に従って、名誉を侵害された被害者を放置
するのは法律上許されないと考えます。被害者から自分
が接続した違法なコンテンツの削除を求められており、

削除できるのはそのプロバイダーしかいないのですか
ら、プロバイダーに削除する法律上の義務（作為義務）
を認め、その作為義務に違反して削除を放置したプロバ
イダーを名誉毀損罪で処罰すべきだと考えます。した
がって、告訴の相手方はプロバイダーということになり
ます。

以上は刑事事件としての救済方法ですが、法律の明文
でプロバイダーの刑事責任が認められているわけではあ
りません。これに対して、民事上の救済方法は、一般に
「プロバイダー責任制限法」と呼ばれている法律に基づ
いて決められています。ご参考までに、この法律の正式
の名称を紹介しますと、「特定電気通信役務提供者の損
害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」
というものでありますが、この法律によりますと、プロ
バイダーは、名誉毀損や人権を無視した違法な情報の掲
載についてその被害者が通告してきた場合、直ちに削除
してしまえばプロバイダーとしての責任は負わなくても
よいのですが、削除を求められたのにそのまま放置して
いた場合、二つの責任追求手段が定められています。
次号で、少し詳しく説明することにいたします。

コロナ禍でも、誰もが安心して暮らせるまちへ



京都市障害保健福祉推進室
企画課長

阪本 一郎

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウィズコロナ社会での持続可能な暮らし方が必要となっています。

感染拡大を防止するため、「三密（密閉・密集・密接）」の回避、身体的距離の確保、不要不急の外出自粛、咳エチケット、マスクの着用、手指消毒の徹底など、これまでの行動を大きく変える新しい生活スタイルが求められ、定着してきました。

しかし、障害のある人の中には、障害特性によって新しい生活スタイルの実践が難しかったり、実践することによって新たな支障が生じるなど、新たな課題に直面している人もいます。

例えば、発達障害のある人の中には、感覚過敏によってマスクを着けられない人もいますが、マスクをしていないことを理由に施設の利用が断られたり、批判的な視線を向けられたりするなど、生活がしづらくなっている

場合があります。

そこで、京都市では、障害のある当事者や支援者の方から、新しい生活スタイルに関して困っていることや必要な配慮などについてヒアリングを行い、市のホームページや広報誌等で周知することにより、市民や事業者の方へ理解や配慮を促す取組を行っています。

障害のある人の困りごとと必要な配慮

障害のある当事者や支援者の方からお聞きした困りごとや必要な配慮などについて御紹介します。

【困りごとの例】

〈知的・発達障害〉

- ・ 感覚過敏により皮膚に触れるもので違和感や痛みを感じ、マスクなどが着けられない。
- ・ 家族や支援者が常時マスクを着けていることに拒否的な反応を示す。
- ・ 人との距離をつかむことが苦手で、身体的距離をとることが難しい。
- ・ 状況の変化を理解することが難しく、これまでと異なる状況に混乱し、普通に行ってきた食事や入浴までできなくなってしまう。

〈視覚障害〉

- ・ 安全な移動のために手引きが必要だが、密接が避けられないため、声を掛けてくれる人が減った。
- ・ レジに並ぶときに、前後の間隔を空ける目印が分からないため、人に近づき過ぎる。
- ・ 商品を実際に手に取り大きさなどを確認したい。
- ・ キャッシュレス決済や接触確認アプリのQRコードの位置が分からない。

・施設入口に体温計が置かれていても、音声案内がないと分からない。

〔聴覚障害〕

・マスクで口の動きや表情が読み取れないため、相手の話していることが分からず、コミュニケーションがとれない。
・電話対応の窓口が増えたが、利用することができない。
・オンラインの会議や催しが増えたが、字幕対応していないと参加できない。

〔肢体障害〕

・手が不自由なため、マスクの着脱やアルコール消毒の動作が難しい。
・車いすでは届かない場所に消毒液が置かれている場合がある。
・車いすで外出中に、段差や坂道で手助けをお願いしたいが、頼みづらい。
・テレワークが導入されたが、カメラ位置の調整など設定が難しい。

〔配慮の例〕

〔知的・発達障害〕

・障害の特性や事情を理解し、柔軟に対応する。

〔視覚障害〕

・困っている様子を見かけたら、近づいて声を掛け、手引きや案内など必要なサポートをする。

〔聴覚障害〕

・筆談や指差しで意思を伝えられる図版（コミュニケーション・セッション支援ボード）などを活用する。
・オンライン会議などでは音声を文字化したり、必

要に応じてチャット機能を併用するなどの工夫をする。

・問い合わせや相談、注文はファックスでも受け付ける。

〔肢体障害〕

・車いす使用者や手の不自由な人に配慮し消毒液を設置する。

ここで紹介したことは一例で、特性や必要な支援は人によって様々です。

障害のある人の中には、支援が必要なことを周囲に知らせる「ヘルプマーク」や必要な支援内容を記載した「京都市版ヘルプカード」、マスクを着用できないことを記した意思表示カードなどを身につけている人もいます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、私たちの生活は大きな影響を受けました。特に障害のある人にとっては、コロナ禍が新たな「障壁」を生み出している場合があります。

大切なことは、人それぞれに事情や困りごとがあることを理解し、思いやりの気持を持つことです。ちょっとした配慮が障害のある人の負担を軽減することに繋がります。

全ての人が違いを認め合い、誰もが安心して生活できるまちづくりを推進するため、一人一人が感染拡大防止に取り組みながら、事情があつて新しい生活スタイルの実践が難しい人への配慮も心掛け、ウィズコロナ社会を暮らしていきたいでしょう。

世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その十五）



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

中国の第二回普遍的定期審査（UPR）の検討は、今回で最後になる。中国自身、この第二回UPRをきわめて重視していると述べた。中国は、この審査を受けて、各国からの二五二の勧告について包括的に検討するために、中国外交部が主導して、三〇を超える立法、司法及び行政の部署が参加する国際機関協調のためのメカニズムを設置したと述べた。

中国は、自国の国内情勢に適った、かつ中国の人権の発展のための実行可能でかつ効果的な勧告については、すべて採用するという原則を自らに課したという。

これを聞くと中国が人権の伸長に積極的に思えるが、あくまで「中国の国内情勢に適った」また「実行可能なかつ効果的」と彼らが考える勧告にのみ対応すると述べているに過ぎない。中国は、この原則に基づき、慎重な検討の結果、貧困の撲滅、教育及び司法改革などに関する二〇四の勧告（全体の八〇％）を受け入れることにしたという。

たしかに、中国は、第一八期中国共産党中央委員会第三総会で、「人権と司法上の保護制度の改善」を決定しているし、第一二期全国人民代表大会で採択された政府による作業に関する報告書の中では、経済的、社会的及び文化的権利の促進及び保護に関する新たな措置を採用している。中国政府の基本的スタンスは、欧米諸国による自由権に関する勧告よりは、途上国による社会権に関する勧告を重視する傾向にある。

実際、UPRで、北朝鮮とカンボジアは、国民の経済的、社会的及び文化的権利の包括的保護の努力を引き続き行うよう勧告したし、モリシヤス、マレーシア、

モザンビークなどは貧困撲滅のプロジェクトを実施し、貧困撲滅の努力を強化しよう勧告した。さらに、コンゴやアゼルバイジャンは、社会保障制度実施のための努力を継続するよう勧告したし、アンゴラ、インドネシア、スリランカは健康に対する子どもへの権利を保障し、母親や幼児の死亡率を減らし国民の健康状態改善の努力を継続するように勧告した。

中国は、これに呼応するかのように、生存及び発展の権利は人権の中でも主たるものであって、中国は発展を最優先に据えているとした。中国は自ら人権に関する二つの行動計画を作成し、貧困の解消に努力し、高齢者支援や医療に尽力するとともに、都市部において一三二〇万件の雇用を創出し、二億六九〇〇万人の出稼ぎ労働者の権利と利益を包括的に保護していると述べた。逆に言えば、農村部の人々が出稼ぎに頼らなければならぬ現実がここにある。

二〇二〇年は、中国共産党が主導する「小康社会（ゆ

とりのある社会）」の最終年「貧困撲滅の年」であった。李克強首相は、同年六月二〇日の第一三期全人代後の記者会見で中国人の一人当たりの年収は三万元（約四五万円）で、六億人は月収千元（一万五千元）であることを明らかにした。貧困撲滅の目標が未だ達成されていないことがわかる。他方で、中国メディア「胡潤百富」が二〇二〇年一月二〇日に発表した中国版長者番付によると、中国は過去最高のペースで新たな「ビリオネア」が誕生している。二〇億元（約二億九九一四万ドル）以上の個人資産を保有する人たちの保有資産額は合わせて四兆ドルで、ドイツの年間国内総生産（GDP）を上回るといわれている。

中国は、社会主義国を標榜しながら、世界で最も貧富の差が大きい国といえる。しかし、こうした格差の問題は中国だけの問題ではなく、コロナ禍の日本においても顕在化している。東アジアの最後の国として、次回からは日本のUPRについて検討したい。

インターネット上の人権侵害に 対する法律制度の在り方



キーストーン法律事務所
弁護士
弁護士

宮下 萌

デジタル時代ともいえる現代においては、オンライン空間における人権侵害は後を絶たないが、現行法ではインターネット上の誹謗中傷を受けた被害者が適切な救済を受けられる制度がほとんど整っていない。

【インターネット上の人権侵害への法的対応における現状と課題】

現状では、プロバイダ側が任意に削除及び発信者情報開示することはまだまだ多いとは言えず、任意請求で削除ないし開示がなされない場合又は任意請求が認められる見込みが薄い場合、被害者は裁判手続をすることに

なる。しかしながら、弁護士費用を被害者自身が負担しなけ

ればならず、経済的に余裕がない者は泣き寝入りせざるを得ない。また、発信者の特定に必要なログが保存されていないという問題や、海外事業者への送達への時間がかかりすぎているという点も指摘されているところである。

つまり、被害者であるにもかかわらず、インターネット上の誹謗中傷の書き込みの削除や発信者情報開示の裁判をするためには、多大な金銭的、時間的、手続き的コストがかかるために、裁判手続きを諦めざるを得ない者が後を絶たない。

被害者としてはなるべく裁判手続を用いず、プロバイダが任意に人権侵害に当たる情報の削除及び発信者情報の開示をすることが望ましいが、そのための法律制度が現状では整っておらず、被害者はインターネット上の誹謗中傷に悩まされ続け救済が図られない状態が続いている。

【被害の「不平等性」とヘイトスピーチ】

また、被害の「不平等性」という問題点も指摘される。インターネット上では誰もが誹謗中傷のターゲットになる可能性があるが、その中でも特に女性、外国人、被差別部落出身者、障がい者、性的マイノリティ、アイヌ民族等の特にターゲットに「なりやすい」人々がいる。それらのマイノリティに対するヘイトスピーチも深刻な問題であり、被害は「不平等に」起こるという問

題は決して見過ごしてはならない。

また、不特定の者に対するヘイトスピーチは、個人の権利侵害として削除請求をする対象とならないといった問題点もある。(もともと、不特定の者に対するヘイトスピーチであっても、文脈に鑑みれば「当該個人」について適示していると判断できる場合は、削除請求の対象になり得る。)確かに、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」では「不特定」の者に対するヘイトスピーチについてもプロバイダが契約者に対して当該情報の削除措置等をとることができると情報に含まれることが明記されたが、これはあくまでも「約款」であり、「法律」によって不特定の者に対するヘイトスピーチが「禁止」されている訳ではない。

「インターネット上の人権侵害に対する法制度の在り方」

インターネット上の人権侵害について総務省や国会でも議論がなされつつあるが、もともと重要なのは「被害者救済」であり、あくまでもそこが議論の出発点であるという観点を忘れず、インターネット上の人権侵害に関する検討を進めてほしい。

筆者も一員である「ネットと人権法研究会」が公表した「インターネット上の人権侵害情報対策モデル案」では、不特定の者に対するヘイトスピーチも含めた差別的言動を禁止し、専門的な公的第三者機関を設け、第三者機関がプロバイダに削除ないし開示要請(要請に従う

義務はないが、要請に従わなかった場合は、具体的にその理由を明らかにしなければならぬ。)をするといった法制度を提案している。総務省の「発信者情報開示の在り方に関する研究会」が検討しているような新たな裁判手続を導入することも考えられるが、同モデル法案のように、専門的知見を有した第三者機関を設立し、なるべく裁判手続を用いずに、簡易に迅速に低コストで被害を救済できる仕組みも検討してほしい。第三者機関の設立には、表現の自由の萎縮効果にならないかという批判もあるところだが、独立した第三者機関の目が入ることにより、プロバイダの恣意的な削除等の防止も期待でき、むしろ表現の自由にも資することになるのではないかと考えられる。

現行法では、被害者が乗り越えなければならぬ壁があまりにも高い。今法がなすべきことは、その壁を少しでも低くすることで「救済を諦めさせない」ことではないだろうか。

注

- (一) 同モデル法案については https://cyberhumanrightslaw.blogspot.com/2020/05/blog-post_31.html 参照。

「部落地名総鑑」と情報通信技術

柳原銀行記念資料館事務局員

稲野 明英

「部落地名総鑑」とは、被差別部落の地名などを一覧にした書籍、文書等の総称だが、その使用実態は時代と共に変遷してきた。

一八七一年（明治四）年の「解放令」から百年近く経っても依然、被差別部落の差別実態はひどく、一九六九（昭和四四）年「同和対策特別措置法」が成立・施行された。それ以降、部落解放運動は大きく広がり、同和地区の生活状況は大きく変わって行った。学校では同和教育がなされ、社会生活の中でも部落問題だけではなく障害者、外国人、女性等に対しての差別的な状況に対して告発と改善が求められ、時には過剰なほどの運動まで起きてい

た。

被差別部落の高校進学率がまだまだ上がらず就職もままならない中で、一九七五（昭和五〇）年部落解放同盟大阪府連により「部落地名総鑑」が見つけれられ、企業への就職、結婚等に「部落地名総鑑」が利用されていた実態が明らかにされて糾弾闘争が行われた。

その闘いの中で、戸籍・住民票の取得には制限がなされ、職業安定法の改正により、就職・採用試験で本籍地、家族構成、家族の職業・住居・学歴・収入等、本人の能力以外の情報を収集する事が禁止された。

一方で、高度経済成長の中で情報通信技術が発展し、市民の通信環境も大きく変わってきた。

固定電話の世帯普及率は、一九七四（昭和四九）年では電話加入権料がまだ高くて六三％程度で、小中学校の緊急連絡網でも、呼び出し電話の家庭が珍しくなかった。

一九七九（昭和五四）年、NECがパソコンを発売し、一般家庭にもコンピュータが入り始めた。

一九八五（昭和六〇）年に電電公社が民営化されてNTTとなり、電話回線にモデム等の通信機器が接続できるようになって、パソコンとモデムを使用した「パ

「パソコン通信」による文字情報の電子メールと掲示板が普及した。

一九八九（平成元）年、そのパソコンとモデムをアマチュア無線機に接続した「パケット通信」で、「部落地名総鑑」の一部の情報が流されている事が発覚した。

この当ても「パソコン通信」で差別的な書き込みや、文字を利用したアスキーアートによる被差別部落の地図の書き込みがないわけではなかったが、「パソコン通信」は大手企業が運営している会員制のもので利用者も限られていたため、広く拡散したり、大問題となることも少なかった。

やがてパソコンが高性能化し、高速で低価格のインターネットが普及して、二〇〇〇年頃から匿名掲示板「2ちゃんねる」やブログの利用が広がった事と、携帯電話も低価格化して一般化してNTTドコモのiモードやSNSの普及により、匿名の差別的・侮辱的な書き込み、被差別部落の地区名や位置をさらす情報が一気に増え、二〇〇五（平成一七）年、被差別部落の地区名と位置を暴露する「鳥取ループ」のブログが開始された。二〇〇八（平成二〇）年iPhone 3Gが発売された事によりスマホが個人に爆発的に広がり、二〇一四

（平成二六）年鳥取ループ運営者が、不特定の人が被差別部落の地区名と位置、歴史を暴露する「同和地区Wiki」を開設し、誤った情報も含めて、被差別部落の地区名・位置が簡単にネット検索できてしまう状況となった。

しかしこれらは、主に就職試験、結婚等に利用しているとは考え難く、これまでの部落解放運動・同和行政に対する嫌悪、被差別部落に対する侮辱、タブーの暴露による広告収入を目的とするものに変遷してきていると思われる。

部落差別をなくすためには、①部落が差別されてきた歴史と実態を踏まえた上で、②部落出身者とわかってもしも安全・安心な社会を形成し、③被差別部落の差別的な実態をなくしてそれが認識される事が必要だと考えている。

人権問題は、自動車運転や学校・職場でのハラスメント問題のように、常に気を付けなければすぐに事故や問題が起きてしまうものなので、人権の大切さを学ぶと共に差別を未然に防ぎ、起きた時の対処法を学ぶのが人権教育ではないかと思う。

社会政策および関連分野の 学術論文について —学術データベースによる検討—



研究センター嘱託研究員
同志社大学社会学部教授
埋橋 孝文

二〇二〇年は社会政策学会が戦後に再建されて七〇周年目にあたり、「記念誌」も発行された(注一)。以下ではそのことに触発されたわけではないが、「社会政策」および関連学問分野の学術論文の量的趨勢をみる。こうした検討は日中韓比較をテーマとするプロジェクトで実施したものであるが、そのうち日本を中心にみた簡単な国際比較の結果を紹介する。

日本において(社会政策)は一九五〇年代からそこそこの数の学術論文があったが(五〇件)、一九八〇年以降二〇〇〇年にかけて増加し、二〇一〇年間で年間一五〇件強の学術論文が発行されている。(公共政策)は、一九九五年まではごくわずかであったが、一九九五年以降急増し、二〇〇五年(二〇一〇年には(社会政策)を上回って二〇〇件を超えるようになっていた)。(労働政策)はより極端であり、二〇〇五年以降激増し二〇〇五(二〇一〇年にほぼ四〇〇件に達している。この激増の背景としては、雇用ポトフォリオという構想を打ち出した一九九五年の日経連『新時代の「日本の経営」』の発表、

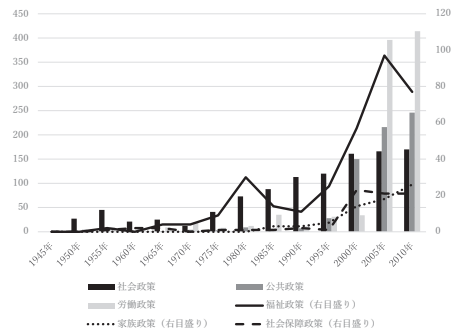
一九九七年から顕著になっていった正規労働者の減少(非正規労働者の増加)などが考えられるが、その詳細は不明であり、今後の解明が必要である。

〔福祉政策〕は一九九〇年代後半からの増加傾向が観察されるが(二〇〇五年に一〇〇件)、これはおそらく介護保険法の準備、制定と施行(一九九〇年代、一九九七年、二〇〇〇年)によるところが大きいと思われる。これらに比べて家族政策と社会保障政策の数は少ないが、一九九五年ころからやや増加傾向にある(二〇〇件ほど)。

なお、社会政策と公共政策との関連を見るために両者を同時にタイトル等を含む件数をチェックすると、一九九〇年から二〇一〇年まででわずか二件しかない。それぞれの領域に係る研究は相互に無関係におこなわれてきたことを側面から物語っている。

ここでは詳しく紹介できないが、日、中、韓、英の四つのデータベース(注二)から六つの専門用語それぞれをキーワードに含む学術論文数を検討し、明らかになった結果をまとめておけば、次のようになる。

① 日本ではかなり古い時期から社会政策の学術論文が刊



閲覧日) 2020年10月15日
図1 社会政策、公共政策ほかの学術論文数 (日本、CiNii、キーワード検索、1945-2010年)

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
日本	労働政策	公共政策	社会政策	福祉政策	家族政策	社会保障政策
中国	公共政策	社会政策	社会保障政策	福祉政策	労働政策	家族政策
韓国	社会政策	公共政策	労働政策	福祉政策	家族政策	社会保障政策
英語	公共政策	社会政策	家族政策	福祉政策	労働政策	社会保障政策

表1 論文数の順位 (2010年)

	社会政策の論文数に占める割合	公共政策の論文数に占める割合
日本	0.38 (12/3155)	0.44 (12/2736)
中国	3.52 (115/3263)	1.37 (115/8374)
韓国	9.83 (1363/13860)	36.62 (1363/3722)
英語	3.12 (154/4932)	1.21 (154/12729)

表2 キーワードに社会政策と公共政策の両方を含む論文数の割合 (1990～2010年の累計総数、%)

③ 行されているが(一九五五年五〇件)、中国では二〇〇〇年以降、韓国では一九九五年以降に増えている、日本では一九九五年以降、中国では二〇〇〇年以降に公共政策の論文数の急増がみられる。日本と中国ではその社会政策の論文数を上回っている。ただし、韓国では社会政策の論文数の方が多いという特徴がある(二〇一〇年でおよそ二〇〇〇件と五〇〇〇件)。

② その他、日本では二〇〇〇年以降の労働政策の論文数の急増がみられ、社会政策と公共政策を上回っており、福祉政策も一九九〇年以降の伸びが著しい(九〇年一件、二〇一〇年七件)。家族政策は日中韓三カ国では少ない

④ が英語データベースでは、社会政策や公共政策の四分の一ほどを占め、日中韓と比べて相対的に多い。

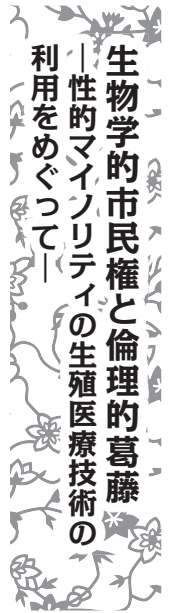
⑤ 二〇一〇年時点での収録論文数の多い順位を四つのデータベースごとに示せば表一のようになる(太字は他と異なる特徴をもつことを示す)。

⑥ 日本では公共政策と社会政策を共通のキーワードにもつ論文はごく少なく、両系統の研究は相互に無関係におこなわれていることがうかがえる。他の国、データベースと比べてもその傾向が強いことがわかる。逆に韓国では両系統の研究の結びつきが強い(表二参照)。

今回は量的趨勢を見たに過ぎないが、今後、それぞれの国での学問分野の名称の意味合い(の違い)や、また学術論文が扱っているテーマや中身もある程度にらみながら、こうした量的趨勢を引き起こした要因などを検討できればと思っている。

注

- (一) 社会政策学会『社会政策学会戦後再建七〇周年記念誌』二〇二〇年。
- (二) 四種類のデータは、以下のとおりであるが、登録データ数がそれぞれ異なるので各データの中での趨勢を見ることが出来るものの、それぞれの相互の比較ができない性質のものであることに注意が必要である。
- 日本：CINI(国立情報学研究所、Citaton Information by National Institute of Informatics) - 収録論文数六一万九六七六件(二〇一〇年)・中国：CNKI (China National Knowledge Infrastructure) - 収録文献数三六七万七二九〇件(二〇一〇年)・韓国：韓国DBpia (Data Base Periodical Information Academics) - 収録論文数三五七万二八四二件(二〇一〇年)・英語：Web of Science - 二万二二〇〇学術誌(二〇一〇年九月)。



研究センター嘱託研究員
大阪市立大学人権問題研究センター准教授

新ヶ江章友

私は現在、性的マイノリティで出産・子育てを行なっている人々に焦点を当て、それらの人々がどのようにして出産・子育てをし、どのようにネットワークを形成しているのかを明らかにするために、フィールドワークを通してのデータ収集を行なっている。

どのような調査研究を行ったとしても、「なぜその研究を行っているのですか」と必ず問われるものである。私自身は子育てに興味がないわけではないが、このテーマでの調査研究を始めるまで子どもを育てるという選択肢について深く考えたことがなかった。逆に、性的マイノリティで出産・子育てをしたいと考えている人たち

はどのような人たちでなぜその選択をしたのかについては、ぜひ知りたいと思った。同時に、本を読むだけでは学べない知を体得したいという思いもあった。実際、フィールドワークでの様々な人々との出会いによって、これまでの私自身の「当たり前」が大きく揺さぶられている。

しかしその一方で、性的マイノリティの出産・子育てにおいて拭い去れない倫理的葛藤をフィールドで感じることがあるのも事実である。日本では、性的マイノリティが出産・子育てをするという認識がそもそも薄く、この点に関する法の整備は皆無である。また、日本産科婦人科学会でも病院で非配偶者間人工授精 (AID*) を行うことができるのは婚姻した男女の夫婦に限定されるため、子どもがほしい性的マイノリティが病院で治療を行う道は閉ざされている。

ただし、抜け道は様々にある。精子ドナーからもらった精子をレズビアン女性がシリンジ（注射器の針のついていない部分）を用いて自宅で注入し、シングルマザーとして病院で診療すれば出産は可能である。このような生殖医療技術を用いた出産を行う人々は、親と子の血のつながりへのこだわりを示していると言える。その一方で、性的マイノリティが子を養子縁組によって育てると

いう可能性も考えられるが、特別養子制度の利用は異性愛のカップルに限られているため、その道も法的には閉ざされている。(普通養子制度は独身者も利用できるため、同性愛者も利用可能である) 里親制度は一部の自治体では性的マイノリティのカップルでも利用可能となってきた。

性的マイノリティの出産・子育てをする権利は、人権の観点からも擁護されるべきことではあろう。この点は、社会学者ニコラス・ローズが言及する「生物学的市民権」の文脈から分析可能である(ニコラス・ローズ『生物学的知や技術を積極的に用いながら自分の望む人生を構築したいという欲求は、人権として認められるべきものであろう。しかし、そこから付随する様々な問題についてはこれまで十分な議論が展開されてはおらず、またその実態についてもわかっていないことのほうが多い。』檜垣立哉監訳、法政大学出版局、二〇一四年)。生物学の知や技術を積極的に用いながら自分の望む人生を構築したいという欲求は、人権として認められるべきものであろう。しかし、そこから付随する様々な問題についてはこれまで十分な議論が展開されてはおらず、またその実態についてもわかっていないことのほうが多い。

とりわけ重要な問題の一つは、生殖医療技術を用いて生まれた子の問題である。私が調査で出会った子どもたちは、まだ小学校入学前のごが多かった。フィールドワークを通して、その子たちと一緒に遊ぶ機会もあった。もちろん子の親に対しては、子の出自について聞く

ことはできた。その一方、子自身が自分の出自について将来どのように考えるようになるのかは、現段階ではまだ分からない。

研究者としてまず私が行うべきことは、目の前にある現実を丁寧ながら整理することだと思っている。現実問題として、日本でも性的マイノリティで出産・子育てをしている人たちはたくさんいるのだ。フィールドで感じる価値の葛藤も含め、まずはその実態を把握したい。性的マイノリティが出産・子育てを行うことを、一概に良い悪いと判断できないのが現代社会のありようである。利用できる科学技術がそこにありそれをどのように利用するかは、法によって禁じられていない限り利用の可能性は誰にでも開かれている。AID*についても、異性カップルは利用できて同性カップルは利用できないという点に関しては、平等ではないという議論が必然的に起こるだろう。これは、同性婚についても同様である。ただし、技術が誰にでも利用できるというのと、その技術が人間にどのような倫理的問題を提起するのかは、分けて考える必要がある。私自身フィールドワークを通して、様々な倫理的難問に直面していると感じている。

*非配偶者間人工授精。夫以外の第三者の精子を用いて子どもを授かる方法。



コロナ禍と技能実習生の雇用

研究センター嘱託研究員

大谷大学非常勤講師

古屋 哲

出入国在留管理庁が報道に明らかにしたところでは、コロナ禍のために解雇された実習生は、九月一八日の時点で三、六二七人。うち一、三七八人が失業状態だという（一〇月二二日付、NHK「WEB特集 外国人技能実習制度の闇」）。他方、昨年末の「技能実習」資格の在留者は約四一万人だから、解雇はその〇・九%、失業者は〇・三%にあたる。さて、経済不況の深刻さと技能実習生が脆弱な産業分野の中小零細企業に就労していることを考えると、これらの数値をむしろ低いと感じるのは、私だけではないかもしれない。もちろん、正確な統計とその分析・評価は今後の課題だが、そこに政府の対策が作用していることは確かである。

政府が広報に力を入れているのは、二つの施策である。ひとつは補助金によって解雇を回避させる誘導策。企業の支払う休業手当を肩代わりする補助金（雇用調整助成金と休業支援金・給付金。厚労省の所管）を拡充・新設することによって、企業が技能実習生を解雇するのではなく休業させて、雇用関係を維持するように促す。補助金の（技能実習生についての）利用状況は公表されていないが、もともと技能実習制度では解雇が強く規制されていることとあわせて、企業に解雇を思いとどまらせているだろう。

ただし、「解雇させない」対策には副作用もある。以前から横行していた企業の「解雇隠し」が、コロナ禍の下でも報告されている。解雇した技能実習生に、「自己都合退職」の「確認書」にサインさせるのである。また、企業が賃金を極端に減額したが、休業手当は払わず補助金も利用しない事例も報告されている。解雇されなくても月額数万円の賃金では、労働者は別の収入源を探さなければならぬ。ところがその転職は、技能実習制度では「失踪」と呼ばれる。この制度は、たしかに労働者の権利保護を考慮しているが、それ以上に、労働者を雇用関係に繋ぎとめることを重視している。そう考えざるを得ない。

ところがもうひとつの施策は、転職を支援するという。「雇用維持支援」「就労継続支援」と呼ばれる施策では、解雇された技能実習生などを対象として、昨年新設された特定技能制度の対象一四産業分野の企業で就労することを条件に、△一年以内の期間で「特定活動（就労可）」資格を許可し、△そのための「マッチング（求人・求職）」を入管庁が仲介する。

これまでも、企業の倒産などで技能実習生が失職した場合は、同一の業務を行う同業種の他企業にかぎって転職が認められていたが、今回は異なる業種の企業への就労、つまり転職も可能だとされているところが画期的である（ただし製造業では業種内に限る）。そこでは明らかに、余剰労働力を新しい特定技能制度へと誘導している。

異業種への転職を認める今回の措置は、同業種他企業への転職を売り物とする特定技能制度を超えているが、それでもやはり、技能実習から特定技能へ、という政策動向に即している。

一九八〇年代末の外国人労働力導入をめぐる議論では、労働力を産業間で配分・調整する手段と、不況期の大量失業者への対応策が未整備であることが問題視された。その一つの回答が、労働者を雇用関係に（また国際

多重派遣メカニズムに）縛りつける技能実習制度だった。ところが二〇〇〇年以降は、産業構成と経済動向の急激な変化に適應する労働力市場の流動化、雇用のフレキシブル化が、積極的な政策目標になる。そこで新設されたのが、雇用関係への繫縛を緩めた特定技能制度である。そしてこの新制度に用意された不況対策は、今日のコロナ禍対策——外国人労働者の新規来日を停止し、国内に滞留する労働者に対処する——を素描していた。

だが、現実の技能実習制度が急激に拡大したのは、二〇一四年以降だった。労働者の繫縛と雇用のフレキシブル化は、一見矛盾するが、資本はその両方を求めているのである。そして労働者の権利にとって問題なのは、雇用関係への繫縛だけではない。職を失った外国人労働者が都市部でワーバワイツ（食事の出前配達で個人事業主とされる）で働く、という状況が報告されているが、大阪市内でそれらしいベトナム人青年三人に友人が尋ねたところ、朝九時から夜一時までの労働で、単価三〇〇円、一日一〇件ほどだという。これが「労働力市場の流動化」の現実である。

私たちが目前にしているのは、近代史のなかで展開を遂げてきた国際的な労働力利用である。私は、昨年の本誌九八号でそう論じた。関心のある方はご覧ください。

「ビジネスと人権」に関する行動計画 ―労働者の人権を中心に―



研究センター嘱託研究員
京都府立大学公共政策学部講師
河野 尚子

「ビジネスと人権」に関する行動計画が令和二年一月一六日に策定された。ビジネスと人権に関する指導原則・国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施を踏まえ、企業活動における人権尊重の促進が図られている。また、本行動計画は持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取組の一つとして位置付けられ、企業が人権の保護・促進に貢献することで、国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上に寄与することを目的としている。企業に対しては、行動計画を広く周知し、「ビジネスと人権」に関する理解の促進・意識の向上を図るとともに、企業

及び企業間での取組の連携強化を促すことが重要であるとされている。

上記行動計画によると、企業の規模、業種等にかかわらず、人権デュー・デリジエンスの導入や、サプライチェーンを含むステークホルダーとの対話、効果的な苦情処理の仕組みを通じた問題解決を図ることが期待されている。人権デュー・デリジエンスとは、指導原則において企業が人権を尊重する責任を負う具体的な手段として掲げられているものである。すなわち、国内法の遵守を確実なものとし、人権侵害の発生を避けるという視点でリスク管理を行うプロセスのことを意味する。具体的には、①企業における人権の方針の策定、②実際または潜在的な負の影響の特定・評価、③影響評価の結果を全社内部門及びプロセスに組入れ、適切な措置をとり、④実効性に関する追跡評価及び公表（情報提供）、⑤是正措置を行うものとされている。

また、今後行っていく具体的な措置の横断的事項として、ア.労働、イ.子どもの権利の保護・促進、ウ.新しい技術の発展に伴う人権、エ.消費者の権利・役割、オ.法の下の平等、カ.外国人材の受入れ・共生が掲げられ

ている。人権問題として、企業内外問わず、労働者の人権に対する関心が高まっており、以下の点について示されている。

まず、「労働」については、ディーセント・ワーク（働きの良いある人間らしい仕事）の促進や、ハラスメント対策の強化、労働者の権利の保護・尊重（外国人労働者・外国人技能実習生等）が挙げられている。ディーセント・ワークの促進については、「ILO宣言」に述べられる基本的権利に関する原則の尊重、促進及び実現のための労働政策を推進、女性活躍の推進にも貢献するワーク・ライフ・バランスの確保も含まれている。また、労働者の中でも外国人労働者や外国人技能実習生の権利と保護・尊重に着目している点も特徴である。加えて、政府による取組として、業界団体等を通じた、サプライチェーンにおける人権デュー・デリジエンスに関する啓発を実施していくことで、海外展開の進展に対応した取組をも促している。また、「法の下の平等」との関係では、障害者雇用の促進や女性活躍の推進、職場における性的指向・性自認に関する理解・受容の促進、人種・民族の差別のない就職機会等の確保、公正な採用選考等に重点を置いている。さらに、「新しい技術の発展に伴う人権」

の一つとして、AIの利用と人権やプライバシーの保護に関する議論の推進も掲げられている。こうして、企業の社会的責任として、労働分野において取り組むべき課題についても、人権デュー・デリジエンスを導入し、ステークホルダーとの対話や効果的な苦情処理の仕組みを通じて、問題解決を図るよう促している。救済へのアクセスに関する取組としても、公益通報者保護法において、事業者及び行政機関における通報・相談窓口設置の促進を引き続き図っていくことが示されている。その他、ステークホルダーとの対話について、労働分野との関係は詳細には述べられていない。ただし、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、労働組合が社会対話の担い手として重要な貢献を果たすことが期待されており、経団連による「企業行動憲章 実行の手引き」（第七版）でも、従業員と直接あるいは従業員の代表と誠実に対話、協議することに関する具体的アクションプランが示されている。

このように、労働者の人権の保護についても、様々な側面から具体的な措置が掲げられ、行動計画を着実に実施することで、責任ある企業活動が求められている。

京都学・歴史館の取組について



京都府立京都学・歴史館
副館長

木下 直己

○「京都学・歴史館」とは

「京都学・歴史館」は府民に京都の文化、歴史等に関する学習及び交流の場を提供するとともに、京都に関する資料等を収集して、保存し、さらに公開することにより、京都における文化の発展及び学術の振興に資するため設置されました。

京都府は日本文化のふるさとであり、京都に関する歴史・文化の研究は、日本文化全体と大きく繋がっています。京都学・歴史館では、京都や京都との関わりの中で成立・発展してきた特色を研究していくことを「京都学」ととらえ、これを推進・発信する事で京都文化のさらなる発展を目指すことを目標としています。

「京都学・歴史館」の名称については、新たな機能である京都文化の研究推進を「京都学」に込め、「順を追っていく」「代々にわたる」といった意味を持つ「歴」と、色どりの美しさを表す「彩」により、文化や歴史の数々が時代を超えて輝きを放ちつづけ、次代へと受け継がれていくことを「歴史」と表現したものとなっています。

○京都学・歴史館の建物について

建物は、京都府立大学の図書館や文学部研究室も同居する複合施設となっており、一階は交流フロアと位置づけ、にぎわいと交流が生まれるスペースとして展示室や大小ホール、京都学ラウンジなどを配置。二階は探究フロアとして京都に関する各種資料や大学所蔵資料が閲覧できるよう約三五〇席を設けた閲覧室があり、三・四階は府立大学文学部の研究室、演習室等が設置されています。

探究フロアの京都資料総合閲覧室にある図書資料は約二万冊で、京都の歴史・地理に関する資料や、京都府、府内市町村が発行した資料等を並べているほか、一階展示室で行う展示に関する「資料紹介コーナー」を設けるなど、館全体で一体となって交流・探究の場を提供しているところです。

○京都学・歴史館の所蔵資料について

当館は、旧「京都府立総合資料館」が果たしてきた収集・保存・公開の機能を全面的に引き継いでおり、総合資料館で収集した資料を含め、現時点では約一〇〇万点に及ぶ図書資料や歴史資料等を収蔵しています。

国宝の「東寺百合文書」に代表される古文書・貴重書から行政文書、現在の京都を映すタウン誌やチラシなどを含めた図書、雑誌類まで重層的に幅広く収集・保存しております。

これらの資料については、来館して閲覧いただけるのはもちろんのこと、できる限り所蔵資料のデジタル化を図り、自宅や研究室等でもインターネットを通じて見ていただけるよう、利用される皆様の利便性の向上にも努めているところです。

○京都学・歴史館の取組等について

京都学・歴史館の役割は三つあり、まず一つめは、先にも述べましたとおり、京都に関する図書資料、古文書、行政文書、写真資料等の収集・保存・公開を進めることです。また、将来的には京都府内の社寺等に所在する膨大な資料のデジタル化を図り、当館で当該資料の閲覧ができるよう進めることも目標としているところです。

二つ目は府内各地域の文化資源を発掘し、府内の大学・研究機関と連携しながら京都学研究を深めるとともに、三つ目として海外の研究者を招聘し、京都文化を研究し

てもらうことが当館が果たすべき役割と考えております。

この三点を柱として交流・探究を進め、講演会やシンポジウムを通じて、「京都学」を発信していきたいと考えており、平成二十八年十二月の一部オープン以来、多くのイベント・講座等を開催し、昨年度は「京都を学ぶセミナー」をはじめとする計一六一回の各種講座等を開催、のべ約九、五〇〇人の参加を得たところです。

今年度はコロナ禍のもと、一部利用制限などご不便をおかけしておりますが、これからも京都学・歴史館の場所・人・資料などの資源を用いて府民の方へさまざまな形で発信し、府民の皆さんが資料を手に取り、研究や調査を進め、その成果を発表したり、交流したりすることが出来る拠点となるよう努めてまいります。



「ダメ！」より「なぜ？」を考える
人権感覚を磨くために
（誌上ワークショップ）



穀雨企画室

渡辺 毅

九月七日、人権大学講座でワークショップのファシリテーターを務めました。コロナ禍の最中ではありませんでしたが、感染防止策を講じて実施することができました。

テーマは「『ダメ！』より『なぜ？』を考える」人権感覚をみがぐために」。

人権は「○○としてはダメ」という文脈で語られることが多いようです。例えば、○○するのはセクハラだからそれとしては「ダメ」。○○は差別語だから使っては「ダメ」。こうした「ダメ」は、差別をなくそうとする人び

との努力や知性の結実なので尊重すべきですが、ともすれば、○○さえしなければいい、○○さえ言わなければいい、とマニュアル化してしまうことがあります。本来に必要なのはマニュアルではなく、なぜ「ダメ」なのかを一人一人が自ら考え、納得すること。「ダメ」にこだわらず、縛られず、「なぜ」を考える。その柔軟な思考が、結局は人権感覚をみがぐことにつながります。今回もワークショップの場で、できるだけ自由に、この「なぜ」を考えてほしいと考えました。

最初に、私は参加者にこんな問いを投げかけました。「『しようがいしゃ』の表記のしかたは？」。選択肢として、①障害者、②障がい者、③障碍者、④しようがいしゃ、⑤○○の不自由な人、⑥その他、を示し、普段文字で書く際にどの表記を使っているかを答えてもらいました。多かったのは①と②。私は「なぜその表記を使っているのですか？」と重ねて訊ねます。「職場で行政の表記に合わせることにしたので①」「害の字にマイナスイメージがあるので②」「職場でそうしろと言われて②」「障の字も害の字も抵抗があるという意見に納得して④」などの発言がありました。私はすべての発言に「なるほど」

とうなずきます。「正解」はないのです。自分が「なぜ」その表記を使っているのかを自分なりに反芻するのが大切なのです。

次のアクティビティではまず、無作為にひらがな四字を並べて「おあせお」という新語を創り出し、若い男女に見える二人の肖像画を示して『「おあせお」はこの二人に共通する属性です」と告げました。それは職業かもしれない、民族、持病、趣味かもしれません。さて、ここからグループワークです。各グループで「おあせお」がどんな属性かを決めます。ところでこの「おあせお」じつは何らかの過程を経てネガティブな意味を付与されていく言葉なのです。最初からネガティブではなく過程を経てそうなる。各グループではこの過程を考えます。いわば、言葉が「なぜ」差別語化するかを考えるストーリーづくりです。架空のストーリーづくりは、架空だからこそ自由に想像力を駆使でき、結果としてそこに現実が投影されるのです。

各グループ、いろんなストーリーを考えてくれました。『「おあせお」はアイドルグループ。メンバーが薬物事件を起こし、薬物中毒の代名詞になる』『「おあせお」は会社名。不祥事が発覚し、他の会社も「おあせおか？」な

どと言われるようになる」等々。

私はここで「地名を見て即答!」というアクティビティを差しさみました。次々に地名を示し、とっさに思い浮かぶ言葉を答えてもらうのです。例えば「宇治」ならお茶、「宇都宮」なら餃子という言葉が返ってきます。では「福島」はどうか。原発事故や震災を思い浮かべる人は多い。けれども「福島」も、三・一一という過程を経るまでは、これらのネガティブな言葉とは無縁だったわけです。一般に差別語と言われる言葉でも、最初から「ダメ」だったとは限らず、それを差別語にしてしまう「なぜ」があったのではないか。そう考えることは、コロナという単なるウイルスの名称が差別語化しつつある現在、新たな差別語が生み出される現実を捉え直す上でも大切なことだと思ふのです。

次に「人を傷つける言葉を探してみる」というアクティビティに移り、同じ言葉でも人は「なぜ」傷ついたり傷つかなかったりするのかを話し合ってもらったのですが、今回はここで時間切れ。もう少しやりたいことはありましたが、予定通りにいかないのもワークシヨップの良さです。今後もいろんな人たちと、いろんな切り口で、「なぜ」を考え続けていきたいと思っています。

センター事業案内

◆人権講座の開催

人権大学講座

当センターの研究員をはじめ人権問題の各分野において活躍されている方々を講師に招き、府・市民をはじめとして、各方面で人権問題について指導的な役割を期待される方々に人権問題を総合的に学んでいただく講座です。世界人権宣言 50 周年を契機に 1998 年度に開設しました。

(内容) 人権シンポジウム、講義、ワークショップ、フィールドワーク

人権ゆかりゼミ

登録研究員講師による会員制のゼミナール。「人権ゆかりの地」旧跡やそこで繰り広げられた人間模様を素材に、人権の視点を加えて、多面的に京都について学び、意見交換します。

今年度は、仲尾ゼミ「京都の渡来人とその文化」と下坂ゼミ「歴史都市『京都』の移り変わりー絵画でたどる名所と人権ゆかりの地ー」の2講座を開設(各、年6回開催)。



◆ボランティア人権ガイドの派遣

当センターが養成・認定した人権にゆかりのある地をガイドするボランティア人権ガイドの派遣事業を 2001 年度から実施しています。人権という視点で、京都に数多くある名刹・名庭・史跡などの観光地を案内しています。

◆人権学習出前講座

当センターの研究員がボランティアで府立学校・市立学校へ出向き、生徒等を対象に人権問題に関する講座を行うもので 2009 年度から実施しています。

◆行政機関等への協力

人権に関する事業の受託・協力、講師派遣等を行っています。

出版・刊行物案内

◆人権問題研究叢書

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論究したものです。



◆京都人権歴史紀行

京都市内や府域に残る、人権にゆかりの場所や事柄、人びとをたずね、先人たちが築いた文化を学び、人権文化の伝統を探ります。

従来の名所旧跡案内とは異なる新鮮なガイドブックで、人権について考えてみませんか。



◆研究紀要

当研究センターでは、共同研究方式を中心としています。特定の課題についてさらに掘り下げた研究を行うために、個々の研究員による個人研究にも取り組んでおり、その成果を「研究紀要」で毎年、公表しています。



◆人権シンポジウム講演録

・誰一人取り残さない～SDGs がめざすもの～

当研究センター創立 25 周年を記念して開催したシンポジウムの記録です。



◆季刊誌グローブ

当研究センターの研究活動やその他の事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部寄稿・事業案内などを掲載しています。

当研究センターのホームページで年 4 回掲載



◆ブックレット

・考えたくなる人権教育キーコンセプト

・真の女性活躍のために

・企業と人権の現代的問題

当研究センターの研究成果をまとめたブックレットです。順次刊行しています。



『企業と人権の現代的問題』刊行

- ◇目次
- 第1章 SDGs（持続可能な開発目標）と企業の課題
 - 第2章 働き方改革における「同一労働・同一賃金」
 - 第3章 複数就業と社会保険・労働保険
 - 第4章 社会保険の適用除外と非正規労働者
 - 第5章 外国人労働者をめぐる労働法上の諸問題
 - 第6章 うつ病等による休職者の復職とリハビリ就労の課題
 - 第7章 公益通報者保護法制の現状と改正課題
 - 第8章 コンビニ・フランチャイズ契約の適正化に向けて



頒価 300円（税別）

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.khrii.or.jp/> [E-MAIL] jinken@khrii.or.jp